

大津市公報

平 成 30 年 7 月 2 日 号 外 (第 46 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

市草

上

規則

規則

大津市受動喫煙防止対策推進本部設置規則を公布する。

平成30年7月2日

大津市長 越 直 美

大津市規則第59号

大津市受動喫煙防止対策推進本部設置規則

(設置)

第1条 受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、大津市受動喫煙防止対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務(以下「所掌事務」という。)は、次に掲げるとおりとする。

受動喫煙防止のための諸施策の企画に関すること。

受動喫煙防止対策に関わる諸機関等との連絡調整に関すること。

受動喫煙防止のための啓発に関すること。

その他受動喫煙防止対策の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

本部長

副本部長

本部員

幹事

- 2 本部長は、主管の副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、健康保険部長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1の本部員の欄に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第2の本部員の欄に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。
- 5 幹事は、別表第1の幹事の欄に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第2の幹事の欄に掲げる職にある 者に対し市長が委嘱する。

(職務)

- 第4条 本部長は、本部の事務を総括するとともに、本部員及び幹事を指揮監督する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受けて、所掌事務を処理する。
- 4 幹事は、本部員を補佐し、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部員会議及び幹事会議とする。

(本部員会議)

- 第6条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、所掌事務について審議する。
- 2 本部員会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (幹事会議)
- 第7条 幹事会議は、副本部長及び幹事で構成し、所掌事務を推進するため必要な事項で本部長が必要と認める ものについて審議する。
- 2 幹事会議は、副本部長が招集し、その議長となる。

- 3 副本部長は、必要があると認めるときは、幹事会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第8条 本部の庶務は、健康保険部健康推進課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

部局	本部員	幹事
政策調整部	政策調整部長	企画調整課長
総務部	総務部長	総務課長 職員支援室長 管財課長
市民部	市民部長	自治協働課長
福祉子ども部	福祉子ども部長	福祉政策課長
健康保険部		長寿政策課長
産業観光部	産業観光部長	商工労働政策課長
環境部	環境部長	環境政策課長
未来まちづくり部	未来まちづくり部長	まちづくり計画課長

別表第2(第3条関係)

部局	本部員	幹事
企業局	企業局長	企業総務課長
教育委員会事務局	教育次長	教育総務課長
消防局	消防局長	消防総務課長
議会局	議会局長	議会総務課長